

# 日本イコモス国内委員会規約

平成 21 年 12 月 12 日  
改定

(名称、所在地)

第 1 条 この会は、日本イコモス国内委員会（以下、「日本委員会」という。）と称する。「イコモス」とは、「国際記念物遺跡会議」の意である。

2 日本委員会は、略号を JAPAN/ICOMOS とする。

第 2 条 日本委員会は、事務所を東京都に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 日本委員会は、国内的及び国際的活動を通じ、建造物、伝統的建造物群、文化的景観、遺跡である記念物及び歴史風土の保存、保全及び活用を振興することを目的とする。

第 4 条 日本委員会は、国内的活動として、イコモスの目的及び事業に従い、イコモス総会の決定ならびに諮問委員会及び理事会の提案を実施するための計画を定め、これを実施する。

第 5 条 日本委員会は、委員その他関係者の情報交換及び討議の場の提供その他目的達成に必要な事業を行なう。

(会員)

第 6 条 日本委員会は、日本国内に居住するすべてのイコモスの個人会員、団体会員、維持会員及び名誉会員をもって構成する。

第 7 条 イコモス会員は、イコモス規約第 6 条 (a) に定める資格を有する個人又は団体とし、団体会員の場合は、代表者として個人 1 名を定めるものとする。

第 8 条 イコモス会員となることを希望する者は、そのむねを記した申請書を日本委員会あてに提出し、その承認を受け、イコモスに登録する。承認通知を受けたものは、所定の会費を納入しなければならない。

2 イコモス会員は、会員券、イコモスの刊行物その他イコモス理事会が定める優待措置を受けることができる。

第 9 条 イコモス会員は、正当な理由がある場合には、9 月末日迄に書面で退会の意向を日本委員会に提出し、かつ当該年迄の会費を完納した上、その 12 月末日をもって退会することができる。

2 会費の不払いその他相当な理由があつて、日本委員会もしくはイコモスの総会又は理事会によって正式に登録を抹消された者は、ただちに退会したものとみなされる。

(財政)

第10条 日本委員会の収入は、下記のとおりとする。

- 1) 会費
- 2) 寄付金及び遺贈金
- 3) 補助金
- 4) 受託研究及び受託事業の経費
- 5) 日本委員会の理事会が承認したその他の収入

第11条 会員の種類に応じた会費の額は、イコモスが定めた額と日本委員会自体の経済的必要性を考慮して決定する。

2 日本委員会の会計年度は、1月1日より12月31日までとし、会員は、毎年3月31日までに定められた額の会費を納入する。

第12条 日本委員会は、会員がイコモスに支払うべき会費の年間総額をとりまとめ、これを5月1日までにパリのイコモス事務局に送金する。

(運営組織)

第13条 日本委員会の運営組織は、次のとおりとする。

- 1) 総会
- 2) 理事会

第14条 総会は、日本委員会に属するすべての個人、団体、維持及び名誉各会員により構成する。総会は、自らの手続規則を採択する。総会は、委員長、理事及び監事を選出し、日本委員会の年間報告及び第4条、第5条にもとづく事業計画と会計を承認し、会費の額を決定し、イコモス規約第6条(b)に定められた人数以内においてイコモス総会における投票権を指定し、イコモス名誉会員候補者を提案し及び会員の登録抹消を決定する。

第15条 総会の定員数は、会員の過半数とする。ただし、委任状を提出した者は出席とみなされる。

第16条 総会は、委員長が召集する。その開催は年1回以上とするが、会員の3分の1以上の要請があったときは、委員長は、すみやかに総会を召集しなければならない。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第17条 理事会は、総会が開かれていないとき、総会に代り活動する権限を持つ。理事会は、会員の入会又は退会の承認、顧問の推挙、日本委員会の活動計画の策定及び執行、会費の徴収及びそのイコモスへの送金等、日本委員会の日常事務の処理に責任を持つ。

第18条 理事会は、総会によって選出された委員長及び理事で構成し、その構成員数は18名以内とする。理事会構成員は、その過半数が個人会員でなければならない。団体会員の代表は、あらかじめ代表者として定められた個人でなければならない。

2 監事は2名以内とし、理事会に出席して意見をのべることができる。

第19条 委員長及び理事の任期は、3年を1期とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えることはできない。かつて委員長又は理事であった者でも、1期またはそれ以上委員長又は理事でない場合には、改めて委員長又は理事に選出されることができる。この

場合、再任に関しては前段の規定を適用する。監事の任期は、3 年を 1 期とし、再任を妨げない。

2 委員長、理事又は監事に欠員を生じたときは、次の総会において後任の委員長、理事又は監事を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。緊急の必要があるときは、理事会は、補欠の理事又は監事を選出することができる。ただし、この場合は次の総会において承認を受けなければならない。

第 20 条 理事会の定員数は、構成員の過半数とする。ただし、委任状を提出したものは出席とみなされる。

第 21 条 理事会は、委員長が召集する。その開催は年 2 回以上とするが、理事の半数以上の要請があったときは、委員長は、すみやかに理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(役員等)

第 22 条 日本委員会の役員は、委員長、副委員長、理事及び監事とする。

2 委員長は、会務を統理し、第三者に対し代表権を持つ。委員長は職務上イコモス諮問委員会の委員となり、日本委員会とイコモスとの調整に当る。

3 委員長は、総会において理事が選出されたとき、ただちにその中から 3 名以内の副委員長を指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった時あるいは委員長の特別の指名を受けた時、あらかじめ定められた順位にしたがい、委員長の職務の全てあるいは一部を代行する。

4 理事は、委員長の指示を受け、会務を分担する。

5 監事は、会務を監査し、その結果を総会に報告する。

第 23 条 日本委員会は、イコモスの個人会員のうち、特に日本委員会の発展に寄与した者を、理事会の議をへて、顧問とすることができる。顧問は、会費の納入を必要としない。

2 顧問のうち、長期間委員長の職にあり、その功績がきわめて顕著な者に、総会の決議により、名誉委員長の称号を贈呈することができる。

(イコモス総会)

第 24 条 すべての会員は、イコモス総会に出席する権利を持つ。ただし、総会において投票権を有する会員数は、18 名以内とする。投票権を有する会員の氏名は、イコモス総会の 1 か月前に日本委員会がとりまとめ、イコモス事務局に通知する。投票権を有する会員は、自己の権利を他の委員に委任することができる。会員は、自己の投票権のほか 5 票以内の投票権を持つことができる。投票権を有する会員は、その半数以上が個人会員であるものとする。

(事務局長、幹事、特別委員会、小委員会)

第 25 条 日本委員会の日常事務を円滑に処理するため、委員長は会員の内から理事会の承認を得て事務局長を指名することができる。

2 理事の会務分担を補佐するため、委員長は理事又は監事以外の個人会員のうちから幹事を指名することができる。

3 特別の任務を受けた場合、理事会に特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員は、会員のうちから委員長が指名し、理事会の承認を得る・ただし、必要に応じ会員外の学識経験者を委嘱することができる。特別委員会の活動は、理事会に報告する。

4 専門的技術的事項を調査研究するため、理事会に小委員会を置くことができる。小委員会の委員は、会員のうちから委員長が指名する。ただし、必要に応じ会員外の学識経験者を委嘱することができる。小委員会における調査研究の結果は、理事会に報告する。小委員会は、その任務が終わったとき解散する。

#### (規約改訂)

第26条 この規約は、会員の3分の2以上の賛成投票がなければ改訂することができない。改訂は、イコモス理事会の承認を受けなければならない。小委員会の委員は、会員のうちから委員長が指名する。ただし、必要に応じ会員外の学識経験者を委嘱することができる。小委員会における調査研究の結果は、理事会に報告する。小委員会は、その任務が終わったとき解散する。

#### (解散)

第27条 日本委員会は、総会の4分の3以上の賛成投票がなければ解散することができない。解散は、イコモス理事会の承認を受けなければならない。ただし、法人化して組織を移行するための解散の場合、3分の2の賛成投票をもって成立し、ただちに新日本委員会に組織を移行し、イコモス理事会に報告する。

第28条 日本委員会が解散した場合、その財産は、イコモス理事会の承認を得て、6か月以内に適当な文化的機関に委譲するものとする。ただし、法人化した新日本委員会に移行する場合は、日本委員会理事会の決定をもってただちに委譲し、イコモス理事会に報告する。

第29条 日本委員会は、この規約に定めるものの他、その運営に必要な手続きについて委員会規則を定めることができる。

#### (附則)

1 この規約は、昭和55年1月1日より有効とする。ただし、イコモス理事会の承認が得られない部分が生じた場合には、その部分は、無効とする。

2 この規約により最初に選出された役員の任期の算定に当っては、従前の規約による期間は加算しない。

3 この規約は、昭和62年10月10日より有効とする。ただし、イコモス理事会の承認が得られない部分が生じた場合には、その部分は、無効とする。

4 この規約は、平成22年1月1日より有効とする。ただし、イコモス理事会の承認が得られない部分が生じた場合には、その部分は、無効とする。

以 上